

# 草加市少年野球連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、草加市少年野球連盟と称する。

(所属)

第2条 本連盟は、草加市野球連盟に属する。

(目的)

第3条 本連盟は、学童軟式野球を通して青少年に心身の健全育成を図ると共に、連盟に所属するチームの育成・発展及び親睦に寄与することを目的とする。

(所在地)

第4条 本連盟の所在地は、会長宅に置く。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学童軟式野球大会の開催
- (2) 近隣市町村招待交流大会の開催
- (3) 県大会等上位大会及び他の市町村交流大会等への派遣及び後援
- (4) その他、本野球連盟の目的を達成するために必要なこと。

2 本連盟に所属チームは、本連盟の行う事業等に積極的に参加しなければならない。

3 チームの都合により大会等に参加できない場合は、事前に会長か理事長に報告し、許可を得なければならない。

(登録チーム)

第6条 本連盟に登録するチームは、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 小学生で構成され、常時大会及びその他の事業へ参加が出来るチームであること。
- (2) 20歳以上の責任者がいること。
- (3) スポーツ安全保険等に加入していること。
- (4) 本連盟の目的を達成するために必要な事業に参加出来ること。
- (5) やむを得ない事情により常時大会及び事業等に参加できないチームの登録は、チームの活動の実体を会長が把握し、登録を許可する。

2 本連盟に登録するチームは、本連盟に協力するチーム代表者及び審判員を各1名以上本連盟に派遣しなければならない。

3 チーム代表者及び審判員が、チームから複数出ることを妨げない。

4 審判員は、チームに所属がなくても、審判長の判断により審判員をして登録できる。

(組織)

第7条 本連盟の組織は登録チームをもって組織し、役員は各チームの代表派遣員及び審判員をもって組織をする。但し、次の者を組織の一員とする事が出来る。

2 本連盟の運営及び発展に功績があった者で、総会で承認を得た者

3 審判長が認め、審判員となる者

(役員)

第8条 本連盟に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 1名  |
| (3) 理事長  | 1名  |
| (4) 副理事長 | 若干名 |
| ① 事務局担当  | 1名  |
| ② 事業推進担当 | 1名  |
| (5) 理事   | 若干名 |
| (6) 会計   | 1名  |
| (7) 監査   | 1名  |

2 総会は、会長が議長となる。

3 常任理事会は、理事長が議長となる。

4 常任理事会は、本規約で規定された事項、総会において議決された事項及び理事会で委嘱された事項を審議し遂行する。

5 理事会及び役員会議等は、必要により会長、副会長及び理事長が協議し、理事長が招集する。

(決議)

第9条 会議は、各会議の役員の半数以上の出席をもって成立とする。

2 議決の可否は、出席者の過半数で可決とする。ただし、可否が同数の場合は、議長がこれを決する。

(運営費)

第10条 当連盟の運営費は、次に掲げるものをもって充てる。

- |             |         |
|-------------|---------|
| (1) 会費（登録料） | 10,000円 |
| (2) 大会費     | 6,000円  |
| (3) 寄付金     |         |
| (4) 補助金・助成金 |         |
| (5) その他の収入  |         |

2 会費及び大会費は、常任理事会により決定する。

3 各所属チームは、年度初めの総会開催時に、会費を納入しなければならない。

4 大会費は、原則として大会の組合せ抽選会の承認を経て運営費を徴収することができる。

5 連盟の運営に要する費用が生じた場合は、常任理事会の承認を経て運営費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 当連盟の会計年度は、毎年1月1日から12月31日迄とする。

(収支決算)

第12条 会計は、当該年度の会計収支決算について監査役の監査を受け、常任理事会の承認を得なければならない。

(加盟・脱退・休部等)

第13条 各チームは、原則として毎年1月に加盟登録をしなければならない。

(1) 登録したチームは、当該年度において他のスポーツ団体に移籍できないものとする。

(2) 年度途中で加盟登録するチームは、常任理事会の承認を得なければならない。

(3) 年度途中で脱会するチームは、書面にて会長に届出しなければならない。

(4) やむを得ない事情により年度途中で休部するチームは、書面により会長に届け出なければならない。

(選手移籍、退部)

第14条 各チームは、原則として毎年2月に選手登録をしなければならない。

(1) 別のチームに移籍する場合は、当該選手の保護者は所属チームに退部届を提出し、移籍するチームに入部届を提出すること。当該チームは入部届と退部届を会長に提出すること。

(2) 年度内に選手の移籍が発生した場合は、原則として2大会、リーグ戦については2試合の出場禁止とする。

(規律)

第15条 本連盟に所属するチームは、原則として他のスポーツ団体に所属できないものとし、本連盟の開催する大会等を優先しなければならない。ただし、本連盟の代表及び推薦により派遣チームの場合は、この限りではない。

2 団員募集活動はチームが草加市立小・中学校開放施設等使用団体登録をしている小学校のみで行うこと。但し、開放施設等使用団体登録をしていないチームについては、本連盟が承認した小学校とする。

3 本連盟に所属する全ての役員、チーム団員及び構成員は、本規約を遵守しなければならない。

4 本規約に違反した場合の罰則等について、別途運営内規に定める。

(規約の改正)

第16条 この規約の改正は、総会出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(附則)

第17条 本規約の施行について必要な事項及び補則は、常任委員会が別に定める。

2 この規約は、令和4年3月1日より施行する。